

第 3 章

持続可能な 介護保険制度の実現

第3章 持続可能な介護保険制度の実現

第1 第9期介護保険事業計画の取組方針

介護保険制度は、創設から25年が経過し制度が定着するとともに、全国的にサービス利用者は年々増加し、本市においても、制度創設時の約3.7倍を超えるまでになっています。また介護サービス提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして欠くことのできない役割を担っています。

高齢者が住み慣れた場所で自立した日常生活を送ることができるようにするためには、介護保険制度の持続可能性を維持し、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等が包括的に確保される必要があります。

そこで本市では、これまで介護保険事業計画策定当初からキーワードとしてきた、「生きがい」、「尊厳」、「自立した生活」、「地域社会」に基づく基本理念を、本計画においても継承していきます。

高齢者が生きがいを持ち尊厳を保ちながら自立した生活が送れる地域社会の創造

さらに、第1章に掲げる本計画全体の基本目標を踏まえ、地域における高齢者支援を目的とした地域包括ケアシステムの仕組みを活用していきます。

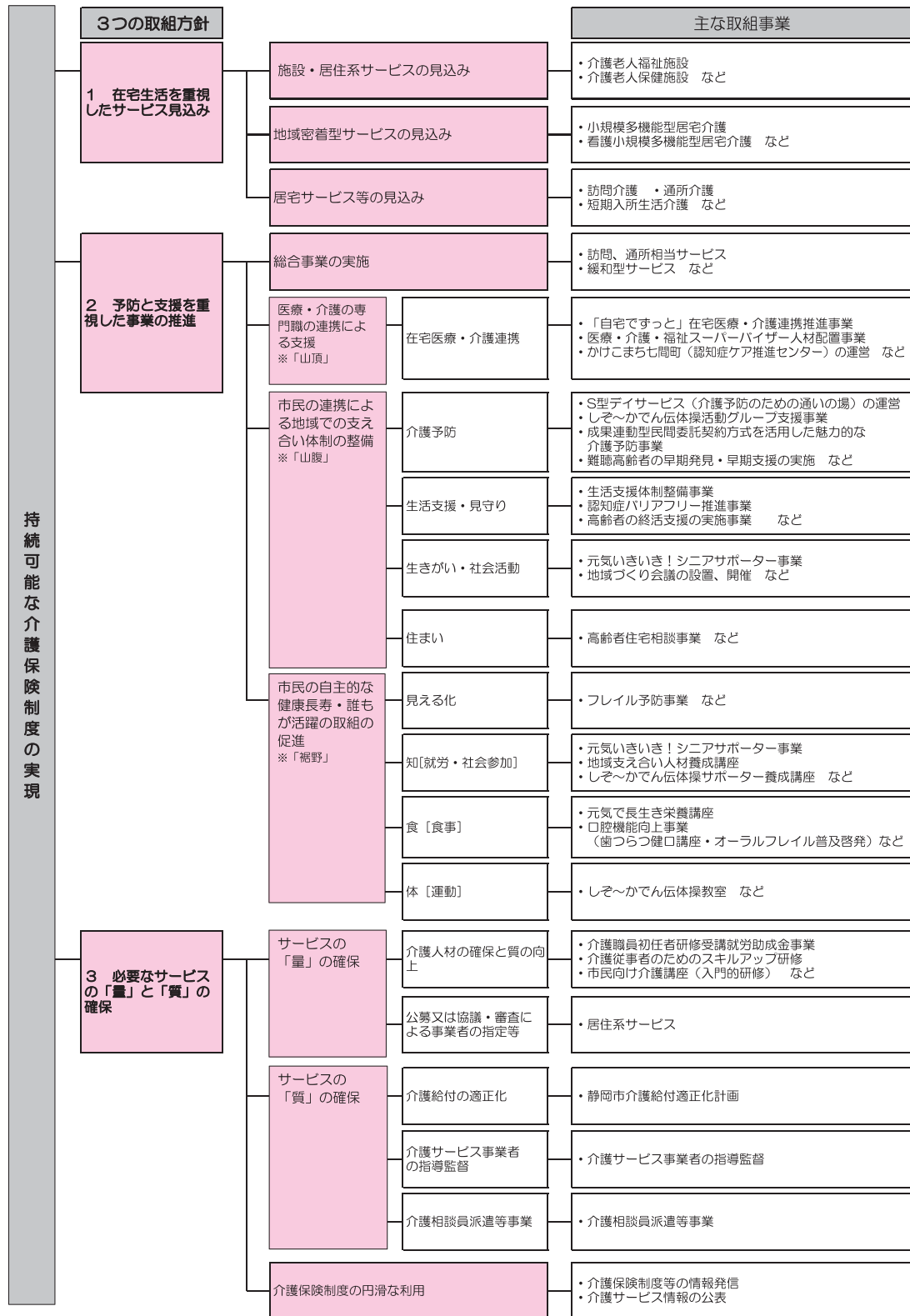
そのうえで、本人や家族の希望に応じて、住み慣れた地域で、特に自宅でずっと安心して暮らせるまちの実現に向け、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保や地域支援事業を計画的に実施し、持続可能な介護保険制度の実現を目指します。

この実現に向け、第7期計画で定めた3つの取組方針を踏まえ、各取組を進めます。

[3つの取組方針]

1 在宅生活を重視したサービス見込み	中・重度者の在宅生活の継続を支えられるよう、医療と介護の連携がとれたサービスを重点的に見込みます。
2 予防と支援を重視した事業の推進	高齢者が新たに要介護（要支援）状態となることの防止や、要介護（要支援）状態の軽減・重度化防止を図るための事業を実施します。
3 必要なサービスの「量」と「質」の確保	サービスの「量」の確保を図るため、介護人材の確保や多様な人材の育成などに努めます。 またサービスの「質」の確保を図るため、介護給付適正化や事業者の指導監督などに取り組みます。

〈第3章の体系〉



持続可能な介護保険制度の実現

※ 介護保険事業計画に関わる、地域支援事業のみ抜粋（介護人材の確保と質の向上は一般会計）

<要介護・要支援者数、利用者数の推移及び推計>

(1) 高齢者人口の推移及び推計

第1章に掲載

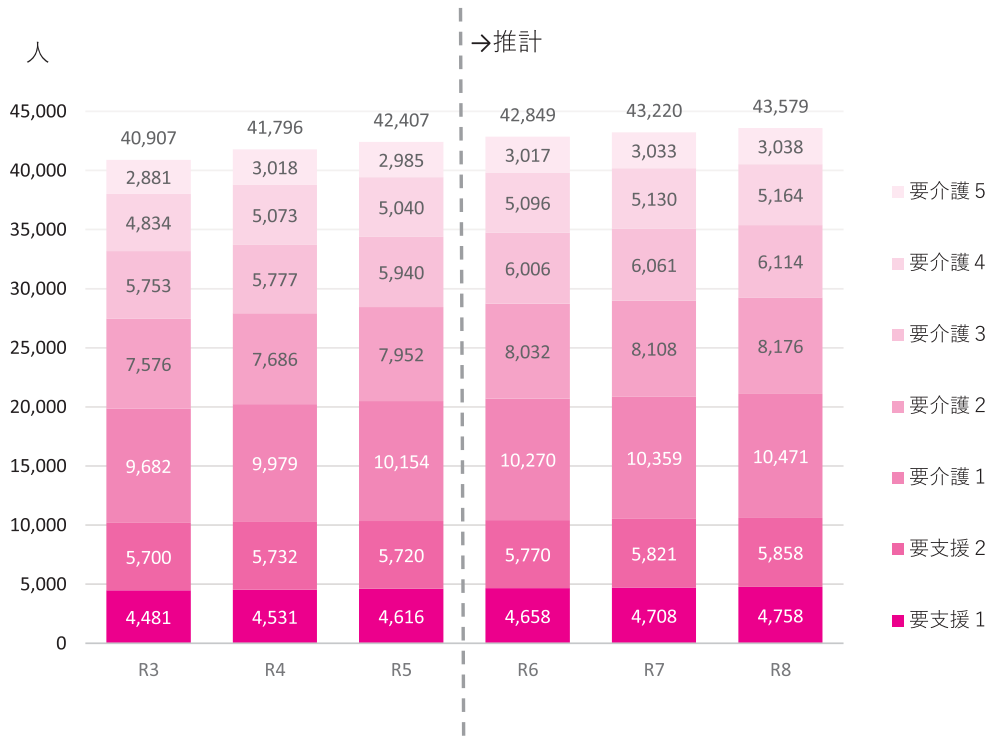
(2) 第1号被保険者数の推移及び推計（各年9月末）

将来人口の推計を基礎に算出。

		R 3	R 4	R 5	→推計		
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
第1号被保険者数		211,175	210,891	210,267	209,618	208,615	207,482
内訳	65-74歳	99,785	95,869	91,114	87,025	83,781	81,314
	75歳以上	111,390	115,022	119,153	122,593	124,834	126,168

(3) 要介護・要支援者数の推移及び推計（各年9月末）

要介護・要支援者数の実績と将来の被保険者数の推移を基礎に算出。



出典：静岡市調べ

1 <取組方針1>在宅生活を重視したサービス見込み

(1) 日常生活圏域の考え方

静岡型地域包括ケアシステムを推進し、さらに市民に身近な地域で介護の体制の整備を図るため、日常生活圏域を30圏域設定しています。

(2) 施設・居住系サービスの見込み量算定の考え方

施設・居住系サービスの見込み量については、認定者数の推移や利用状況、計画見直しのための実態調査及び待機者の状況、住宅型有料老人ホーム等の整備状況、2040（令和22）年にサービス需要がピークアウトすること等を勘案してサービス量を見込みました。

その結果、認知症対応型共同生活介護等は、今後の見込み等から推計し、新たに18床の整備を位置付けました。

また、その他の施設系サービスは、稼働率（90%以下）や待機者数（1年以内に入居可）等の状況から、新規整備を行わないこととしました。

〈第9期介護保険事業計画期間における年度ごとの新規指定予定数（定員数）〉

単位：人

区分	種 類	R 6	R 7	R 8	合計
施設系	介護老人福祉施設※ ₁ (特別養護老人ホーム)	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	0	0
居住系	特定施設入居者生活介護※ ₂	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	0	18	0	18
合 計		0	18	0	18

※1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※2 地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

〈施設・居住系サービスの種類ごとの見込み量算定の考え方〉

施設・居住系サービス等の種類	今後の見込み
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 中長期的な人口動態や住宅型有料老人ホーム等の状況を踏まえ、計画期間中に新たな整備は行いません。
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 稼働率(90%以下)や今後の利用者数の伸びを踏まえ、計画期間中に新たな整備は行いません。
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 計画期間中の他施設からの転換は必要に応じて検討します。
特定施設入居者生活介護 ※地域密着型を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 稼働率(90%以下)や今後の利用者数の伸びを踏まえ、計画期間中に新たな整備は行いません。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の利用状況からサービス量を見込みました。 サービス量の不足が見込まれるため、18床を整備します。

第8期末(令和5年度末)及び第9期末(令和8年度末)の定員数

単位:人

区分	種類	第8期	第9期(見込み)
施設系	介護老人福祉施設	3,551	3,551
	介護老人保健施設	2,482	2,482
	介護医療院	519	519
居住系	特定施設入居者生活介護	1,842	1,842
	認知症対応型共同生活介護	1,899	1,917
計		10,293	10,311

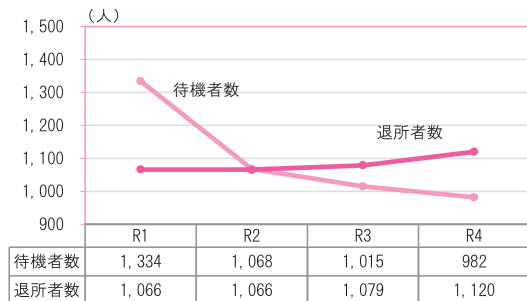
特別養護老人ホームの整備について

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームは、介護保険法の指定による介護老人福祉施設であり、介護給付の対象となるサービスの一つです。

介護老人福祉施設については、これまでの整備や2015（平成27）年4月の制度改正（原則、中・重度の要介護高齢者（要介護3以上）を支える施設としての機能に重点化）によって、入所待機者は減少しています。入所に際しては必要性の高い方が優先的に入所できるよう市が指針を示し、これに沿って各施設で入所手続きを行っています。加えて、第7期計画より、既存施設の入所申込者数及び空床情報をホームページで公表するマッチング支援を開始しました。また、2020（令和2）年6月公布の改正介護保険法により、施設整備に当たっては、住宅型有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案することとなりました。

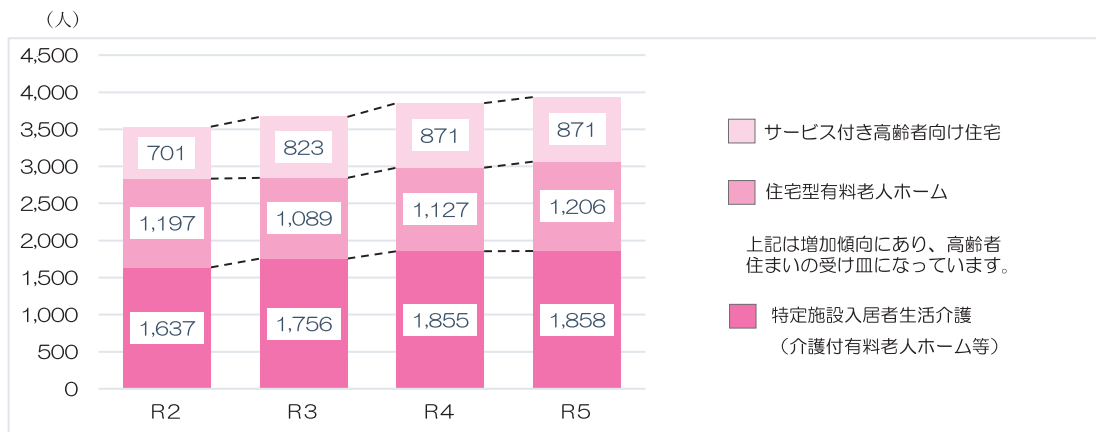
第9期の整備については、入所待機者の減少が続いていること、また、近年増加している住宅型有料老人ホーム等が高齢者の住まいの受け皿となっていることから、第8期に引き続き整備を見合わせることにします。

待機者及び退所者数の推移（各年度10月1日時点）



有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

（各年度3月末時点・令和5年度のみ7月末時点）









令和5年7月末時点	施設数	定員数/戸数	入居者数	うち要支援及び要介護認定者数
サービス付き高齢者向け住宅※	33	861戸	764人	677人
住宅型有料老人ホーム	41	1,206人	1,005人	961人

※特定施設入居者生活介護を除く




(3) 地域密着型サービスの見込み量算定の考え方

複合的な機能（通い、泊り、訪問等）を持つ介護サービスは、在宅要介護者を支える核となるサービスであることから、確保や普及に向けた取組を行います。

具体的には、要介護認定者のケアプラン（介護サービス計画書）を作成するケアマネ等関係者に、当該サービスの有効性について説明会や研修等により周知します。また、ケアマネ等関係者とサービス提供事業所との関係づくりのサポート等を行います。

地域密着型サービス等の種類	今後の見込み
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中、夜間を通じて定期的、随時に対応が必要な介護、医療のニーズを併せ持つ要介護者に適したサービスです。利用状況や事業者の参入状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
夜間対応型訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に定期的、随時の対応が必要な要介護者に適したサービスです。利用状況や事業者の参入状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
認知症対応型 通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の推移や、利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
小規模多機能型 居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・両サービスは、通いを中心として、訪問や泊まりを組み合わせた多機能サービスです。（看護小規模多機能型居宅介護は、上記に加え、訪問看護を一体的に提供し、医療ニーズにも対応。）
看護小規模多機能型 居宅介護 	
地域密着型 通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員が18人以下の小規模なデイサービスです。利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。

(4) 居宅サービス等の見込み量算定の考え方

居宅サービス等の種類	今後の見込み
訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護者や一人暮らし高齢者等の増加に対応するため、利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護） 	<ul style="list-style-type: none"> ・減少傾向にあった利用者数がほぼ横ばいとなっている利用状況を踏まえ、サービス量を見込みました。
訪問看護 （介護予防訪問看護） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズを併せ持つ要介護者等の在宅生活を支えるサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。

<p>訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での日常生活能力の維持向上を図るサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者等の増加に伴い、通院が困難な方に行われる療養上の管理・指導のニーズも高まることから、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>通所介護</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の増加や利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護2以下の軽度な利用者が中心となっており、日常生活能力の維持向上、重度化予防等の観点から、一定の利用を見込みました。
<p>短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者等の増加や利用実績の推移等を踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が減少傾向であることを踏まえ、サービス量を見込みました。
<p>福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者等の自立を支え、介護者の負担を軽減するサービスとして、一定の利用の拡大を見込みました。
<p>特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者等の自立を支え、介護者の負担を軽減するサービスとして、一定の利用を見込みました。
<p>住宅改修 (介護予防住宅改修)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活を支えるため、転倒防止や生活の質を高めるために有効なサービスであることから、一定の利用を見込みました。
<p>居宅介護支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の増加に伴い、利用の拡大を見込みました。
<p>介護予防支援</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の増加に伴い、利用の拡大を見込みました。

イラスト出典：WAMNET

(5) 介護サービス量の見込み

将来推計やこれまでの整備量を踏まえ、第9期計画期間におけるサービス種類ごとの必要量を見込みました。なお、以下の表では介護保険法の規定に基づくサービスの区分により整理しています。

【介護給付のサービス量の見込み】

区分		単位	R6	R7	R8		
介 護 給 付	居 宅	訪問介護	回数	1,399,692	1,410,708	1,423,344	
		訪問入浴介護	回数	32,468	32,820	33,124	
		訪問看護	回数	322,644	341,058	344,142	
		訪問リハビリテーション	回数	71,873	72,470	73,061	
		居宅療養管理指導	人数	69,780	70,416	70,992	
		通所介護	回数	1,066,007	1,075,112	1,083,937	
		通所リハビリテーション	回数	269,785	272,237	274,483	
		短期入所生活介護	日数	314,644	317,368	320,015	
		短期入所療養介護（老健）	日数	19,338	19,498	19,498	
		特定施設入居者生活介護 （居住系サービス）	人数	14,292	14,412	14,460	
		福祉用具貸与	人数	165,288	166,716	168,120	
		特定福祉用具購入	人数	2,244	2,292	2,196	
		地 域 密 着 型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	744	732	756
			夜間対応型訪問介護	人数	864	864	852
認知症対応型通所介護	回数		83,004	83,396	84,196		
小規模多機能型居宅介護	人数		9,036	9,108	9,180		
認知症対応型共同生活介護 （居住系サービス）	人数		22,164	22,368	22,512		
地域密着型特定施設入居者生活介護 （居住系サービス）	人数		2,340	2,364	2,376		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護（施設サービス）	人数		744	780	792		
看護小規模多機能型居宅介護	人数		4,272	4,296	4,356		
地域密着型通所介護	回数		312,762	315,611	317,753		
住宅改修	人数	1,356	1,368	1,380			
居宅介護支援	人数	229,500	231,492	233,436			

区分		単位	R 6	R 7	R 8	
介護 給付	施設系	介護老人福祉施設	人数	40,932	41,316	41,340
		介護老人保健施設	人数	25,536	25,764	25,896
		介護医療院	人数	5,952	6,000	6,000

【予防給付のサービス量の見込み】

区分		単位	R 6	R 7	R 8	
予防 給付	介護 予 防	介護予防訪問入浴介護	回数	240	240	240
		介護予防訪問看護	回数	31,980	34,616	34,835
		介護予防訪問リハビリテーション	回数	11,208	11,501	11,501
		介護予防居宅療養管理指導	人数	2,688	2,712	2,736
		介護予防通所リハビリテーション	人数	15,924	16,068	16,200
		介護予防短期入所生活介護	日数	2,014	2,014	2,092
		介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	144	144	144
		介護予防特定施設入居者生活介護 （居住系サービス）	人数	1,488	1,500	1,512
		介護予防福祉用具貸与	人数	51,444	51,888	52,320
		特定介護予防福祉用具購入	人数	576	648	648
	地域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	791	791	791
		介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	252	252	252
		介護予防認知症対応型共同生活介護 （居住系サービス）	人数	72	72	72
	介護予防住宅改修		人数	792	792	804
介護予防支援		人数	63,300	63,840	64,380	

2 <取組方針2> 予防と支援を重視した事業の推進

(1) 介護予防・重度化予防のための方策

取組の核となる事業が、介護保険法第115条の45を根拠とし、介護保険制度に組み込まれている「地域支援事業」です。

地域支援事業の目的（介護保険法第115条の45抜粋）

- ・被保険者の要介護状態等となることの予防
- ・被保険者の介護状態等の軽減若しくは悪化の防止
- ・地域における自立した日常生活の支援

本市では、この地域支援事業において、「介護予防・生活支援サービス事業」「S型デイサービス（介護予防のための通いの場）の運営」、「しぞ〜かでん伝体操活動グループ支援事業」、「元気いきいき！シニアサポーター事業」、「地域包括支援センターの運営」、「認知症総合支援事業」など、第2章に掲げる取組（事業）を展開しています。

団塊の世代全てが75歳に到達する2025（令和7）年が近づく中で、地域支援事業を効果的、効率的に実施できるよう、各取組の有機的連携のあり方を検討するとともに、実績の評価・検証を繰り返しながら、さらなる健康寿命の延伸に努めます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の実績等

本市では、2017（平成29）年から「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組んでいます。2022（令和4）年度までの実績と今後見込み等は、次のとおりです。

<第1号訪問事業・通所事業の実績及び推計>

		→推計					
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問型	事業所数	165	158	154	154	154	154
	利用者数	23,028	22,596	22,860	23,076	23,292	23,520
通所型	事業所数	273	280	288	288	288	288
	利用者数	48,048	48,240	48,732	49,200	49,680	50,160

※事業所数は各年度3月末時点、利用者数は年間のべ人数

※従前相当サービス、緩和型（A型）サービスのみ

<地域支援事業費用額の見込み>

単位：千円

区 分	R 6	R 7	R 8
1 介護予防・日常生活支援総合事業	2,203,985	2,229,684	2,233,714
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	1,964,726	1,985,879	1,989,374
ア 第1号訪問事業 イ 第1号通所事業	1,779,098	1,796,864	1,796,864
ウ 第1号生活支援事業	13,819	13,820	13,820
エ 介護予防ケアマネジメント事業	165,416	168,162	170,954
オ 高額介護予防サービス費相当事業	6,393	7,033	7,736
(2) 一般介護予防事業	234,390	238,450	238,450
(3) 審査支払手数料	4,869	5,355	5,890
2 包括的支援事業・任意事業	1,273,595	1,280,367	1,280,367
(1) 包括的支援事業	1,072,780	1,079,552	1,079,552
ア 地域包括支援センターの運営等に係る事業	909,293	909,042	909,042
イ 在宅医療・介護連携推進事業	21,555	24,000	24,000
ウ 生活支援体制整備事業	105,217	106,000	106,000
エ 認知症総合支援事業	33,715	37,510	37,510
オ 地域ケア会議推進事業	3,000	3,000	3,000
(2) 任意事業	200,815	200,815	200,815
ア 介護給付等費用適正化事業	9,164	9,164	9,164
イ 家族介護支援事業	76,933	76,933	76,933
ウ その他事業	114,718	114,718	114,718
(ア) 成年後見制度利用支援事業	26,918	26,918	26,918
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業	7,460	7,460	7,460
(ウ) 地域自立生活支援事業	80,340	80,340	80,340
合 計	3,477,580	3,510,051	3,514,081

3年間の地域支援事業費（R 6～8）	10,501,712千円
--------------------	--------------

<地域支援事業に位置付けた事業>

事業区分別 主な地域支援事業一覧

区 分	事 業 名
1 介護予防・日常生活支援総合事業	
(1) 介護予防・生活支援サービス事業	
ア 第1号訪問事業 イ 第1号通所事業	訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、運動型通所サービス など
ウ 第1号生活支援事業	配食型見守り事業
エ 介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント
オ 高額介護予防サービス費相当事業	高額介護予防サービス費相当事業、高額医療介護予防サービス費相当事業
(2) 一般介護予防事業	フレイル予防事業、元気いきいき！シニアサポーター事業、地域支え合い人材養成講座、元気で長生き栄養講座、口腔機能向上事業、S型デイサービス（介護予防のための通いの場）の運営、しぞ〜かでん伝体操活動グループ支援事業、成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業、難聴高齢者の早期発見・早期支援の実施
(3) 審査支払手数料	(1) ア、イ、エの支払いに係る手数料
2 包括的支援事業・任意事業	
(1) 包括的支援事業	
ア 地域包括支援センターの運営等に係る事業	地域包括支援センター（まるけあ）の運営
イ 在宅医療・介護連携推進事業	「自宅ですっと」在宅医療・介護連携推進事業、医療・介護・福祉スーパーバイザー人材配置事業、在宅医療・介護連携協議会による在宅医療の推進、在宅医等養成研修事業、専門職・市民を対象とした研修会等の開催（専門職への研修等、市民への啓発）
ウ 生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業、地域づくり会議の設置・開催
エ 認知症総合支援事業	認知症カフェの運営、認知症初期集中支援事業、認知症地域支援推進員の機能強化、かけこまち七間町（認知症ケア推進センター）の運営
オ 地域ケア会議推進事業	地域ケア会議の開催
(2) 任意事業	
ア 介護給付等費用適正化事業	介護給付等費用の適正化
イ 家族介護支援事業	紙おむつ支給事業、家族介護慰労金支給事業、介護家族者支援事業、認知症バリアフリー推進事業
ウ その他事業	
（ア） 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用促進事業
（イ） 福祉用具・住宅改修支援事業	高齢者住宅相談事業、住宅改修支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業
（ウ） 地域自立生活支援事業	シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣等事業、配食型見守り事業

3 <取組方針3>必要なサービスの「量」と「質」の確保

利用者がサービスを自由に選択できるように、利用者の立場に立ったサービスの「量」と「質」の確保に努めます。そのため、サービスの「量」の確保を図るため、介護人材確保対策の実施や、見込量の確保が図られるよう基盤整備を実施するとともに、サービスの「質」の確保を図るため、介護給付の適正化事業などを実施します。

(1) サービスの「量」の確保のための方策

【人材の確保と資質の向上】

将来にわたって質の高い介護サービスを提供できる人材を育成するとともに、介護人材の確保に向けた本市主催の事業を実施していきます。また、若い世代を中心に、介護の仕事に興味を持ってもらうための仕組みづくりや、新規就労の促進など、将来を見据えた人材確保策を実施します。

①介護職員初任者研修受講就労助成金事業

介護職員初任者研修を受講後、市内の介護事業所に3か月以上勤務している等の条件を満たす方に、受講費用の1/2（限度額有）を交付します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
制度利用者数	20人	20人	20人

②介護従事者のためのスキルアップ研修事業

介護事業所に勤務しスキルアップを目指す方に、基礎的な介護スキルを身につけ、介護職への定着を促すための研修を開催します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
受講者の従事継続率	95%以上	95%以上	95%以上

③認知症介護実践者等研修事業

認知症高齢者に対して適切な知識と技術により介護サービスが提供されるよう、従事者の知識、経験、職種等に応じた研修を開催し、介護技術の向上、専門的な人材の養成など、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

*実務者研修*実践リーダー研修*開設者研修*管理者研修*計画作成担当者研修*指導者養成研修

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
各研修開催数	各研修 1 回以上	各研修 1 回以上	各研修 1 回以上

④認知症施策等総合支援事業

認知症介護に関する事業者の知識・技術の向上を図るため、事業所従事者を対象とした認知症介護の指導者養成研修の受講を促します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
指導者養成研修受講者数	1人	1人	1人

※認知症介護基礎研修について、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられたため、集団指導等を通じて受講を促していきます。

⑤市民向け介護講座（入門的研修）

市民の方に基礎的な介護スキルを学んでもらい、自宅でのケアの不安を取り除くとともに、将来的な介護職への就労を目指します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
参加人数	120人	120人	120人

⑥介護サービス事業所・教育関係者等との連携

静岡市立小・中学校の児童・生徒に対して、介護の魅力などを発信し、将来的な介護職の確保に繋がります。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑦高齢者の参入促進

NEXTワークしずおかとの連携強化等により、高齢者に対して、介護職に係る研修情報や求人情報を積極的に発信し、就労につなげます。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑧介護サービスの生産性向上のためのICT導入支援

モデル事業の実施及び横展開により、介護現場の負担を軽減するDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、生産性向上を図ることで、介護サービスの持続性や、利用者の生活の質の向上に努めます。また生産性向上については県主導で行われるため、これまで以上に連携を強化します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑨【新規】介護現場の文書負担軽減等

指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用を原則化します。また、国の構築した「ケアプランデータ連携システム」の利用促進に向け、広報や説明会を実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑩【新規】介護現場の安全性の確保等

介護職員の働きやすい環境づくりを支援するため、介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進、ハラスメント対策等について、介護事業所対象の集団指導や介護職員向け研修等において周知を行います。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

⑪【新規】要介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、高齢者虐待防止の推進（指針の整備、研修の実施、委員会の開催等）が義務付けられたため、介護事業所対象の集団指導や介護職員向け研修等において指導や支援等を行います。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

【参考】介護人材確保に関する国・静岡県の対応方針

国	介護報酬改定を通じた処遇改善の取組の推進や介護福祉士などキャリアパス制度の確立に向けた取組の推進 出典：厚生労働省資料
静岡県	介護保険事業支援計画に基づき、人材確保に向けたさまざまな取組の推進 ①職場定着支援に係る取組 （生産性向上、ICT化事業費助成、代替職員雇上等） ②新規就業促進に係る取組 （人材育成、県社会福祉人材センター運営等） ③福祉・介護職への理解促進に係る取組 （未来ナビゲーター事業、介護の仕事体験等） ④外国人介護人材確保関連事業 （サポートセンター事業、学習支援） 出典：厚生労働省資料、静岡県資料

【公募又は協議・審査による事業者の指定等】

本計画において必要とするサービスの量を定め、公募による選定又は協議・審査を行い、より良質で適正なサービスが提供できる体制の確保に努めます。

本計画期間では、認知症対応型共同生活介護について公募による選定等を行う予定です。

(2) サービスの「質」の確保のための方策

①介護給付の適正化（静岡市介護給付適正化計画抜粋）

介護給付適正化は、介護サービスを必要とする受給者を適切に認定し、その受給者が真に必要な過不足のないサービスを、介護事業者が適切に提供するように促す取組です。

本市では、以下のとおり各事業を実施し、介護給付の適正化を図ります。

ア 要介護認定の適正化

要介護認定等に係る調査の内容について点検することにより、適切かつ公平な要介護認定を実施します。

【認定調査結果の点検】

認定調査の結果を全件点検します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
認定調査結果の点検	100%	100%	100%

【要介護認定の適正化に向けた取組】

厚生労働省の要介護認定適正化事業による「業務分析データ」を活用し、全国の保険者との比較分析を行います。認定調査員や審査会委員に対し、各種研修を実施して、認定調査の点検結果から把握する課題や業務分析データによる比較分析の結果について情報共有します。

(認定調査員新任研修・認定調査員現任研修・認定調査員フォローアップ研修・介護認定審査会委員新任研修・介護認定審査会委員現任研修)

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
「業務分析データ」結果の比較分析	実施	実施	実施
各種研修の開催	各種 1 回以上	各種 1 回以上	各種 1 回以上

イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成したケアプランの内容を点検し、利用者にとって真に必要なサービスを確保するとともに、利用者の状態に適合していないサービス提供を改善します。静岡県国民健康保険団体連合会から提供されている介護給付適正化システム（*13）による帳票を活用したケアプランの選定を行い、外部有資格者の協力を得ながら、点検を実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
ケアプラン点検の実施	5 件	5 件	5 件

語句説明13

*13 介護給付適正化システム

通常の審査では検出困難な内容について、給付実績をもとに、データの偏りなどから不適切な可能性のある請求等を抽出するシステム

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修や福祉用具の購入・貸与について、点検、調査等を行い、不適正な利用を防止します。

【住宅改修の点検】

書面による点検を全件実施します。疑義がある案件は、現地確認を行います。また、必要に応じて専門職による点検を実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
書面点検	全件	全件	全件
疑義案件の現地調査	実施	実施	実施

【福祉用具購入・貸与の調査】

購入については、書面による点検を全件実施します。また、購入・貸与とも利用状況の確認については、事業者等への問合せや介護給付適正化システム帳票を活用し、ケアプラン点検と併せて実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
書面点検（購入）	全件	全件	全件
問合せ等による点検（購入・貸与）	実施	実施	実施

エ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検では、事業者からの介護報酬の請求状況を確認し、事業者の請求誤りの早期発見に努め、適正な請求を促します。医療情報との突合では、医療給付と介護給付の請求情報を突合し、医療と介護の重複請求を防止します。

引き続き国民健康保険団体連合会に委託して実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
点検・突合の実施	毎月実施	毎月実施	毎月実施

オ 介護給付費通知

利用者に介護サービスの利用状況や費用額を通知し、確認を促すことにより、適切なサービス利用、適切な請求に向けた抑制を図ってきましたが、事業所が利用者に発行する利用明細等、介護給付費通知と同等の内容を確認する方法が他にもあり、適正化事業をより効果的に実施していくため、今後、事業の廃止をしていきます。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
介護給付費通知の発送	2 回	廃止	廃止

カ 給付実績の活用

介護給付適正化システムによる帳票を点検し、事業者からの請求内容が適正であるか確認します。確認が必要な事業者の請求を抽出して点検を行います。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
介護給付適正化システム帳票の点検	4 帳票以上	4 帳票以上	4 帳票以上

②介護サービス事業者の指導監督

介護サービス提供が、真に要介護者の自立支援に寄与しているか、目的を達成しているか、事業者による不正、不適切なサービス提供がないかなど、介護サービスの質の確保、向上及び保険給付の適正化を図る観点から、介護サービス事業者に対する指導や監査を実施します。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

③介護相談員派遣等事業

施設・居住系サービスの提供事業者（施設）に第三者である介護相談員を派遣し、利用者のサービスに関する不安・不満等を解消し、苦情の未然防止、利用者の求めに応じた提案などを行い、利用者の立場に立ったサービスの質の向上を図ります。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業実施に対する事業所のアンケート結果（効果があるとの回答割合）	70%以上	70%以上	70%以上

(3) 介護保険制度の円滑な利用

高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう、利用者のサービス選択に役に立つ情報の提供や、介護保険制度の周知・啓発などを実施するとともに、円滑に要介護認定が行われるよう、介護認定審査会の一部をオンラインによって開催します。

【介護サービスの円滑な利用の取組】

①介護保険制度等の情報発信

市民に介護保険制度を伝えるため、パンフレットやホームページ、市政出前講座などを実施します。
また、介護サービス事業者に対しては、事業者団体との連携やメール配信システムの活用などにより、迅速・的確な情報提供を図ります。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

②介護サービス情報の公表

介護サービス利用者が客観的な情報をもとに、介護サービス事業者を主体的に選択できるようにすることを目的としています。より地域に密着した情報提供の充実に努めます。※令和6年度以降は、財務状況等も公表対象となります。

活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

③介護認定審査会のオンライン開催

介護認定審査会の一部をオンラインによって開催し、利便性の向上を図ることで、円滑な要介護認定に努めます。

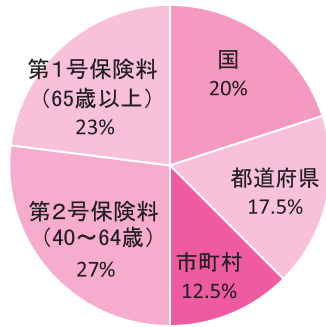
活動指標	R 6 計画	R 7 計画	R 8 計画
事業の実施	実施	実施	実施

第2 介護保険料

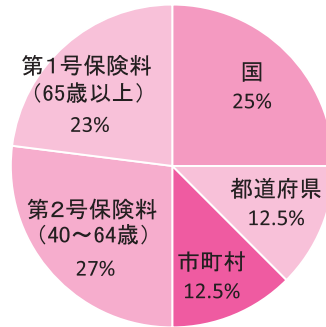
保険給付費と地域支援事業費に係る財源は、公費と保険料で賄われています。負担割合の内訳は次のとおりです。

保険給付費

施設等給付費

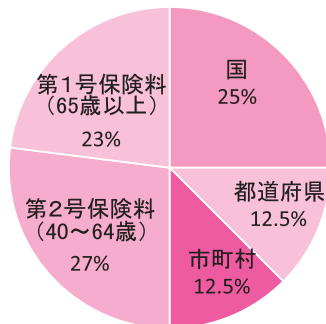


居宅給付費

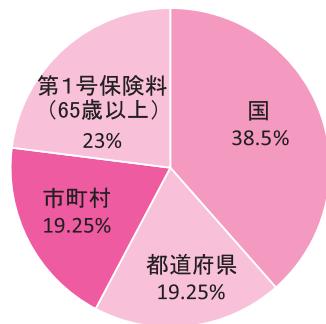


地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業費



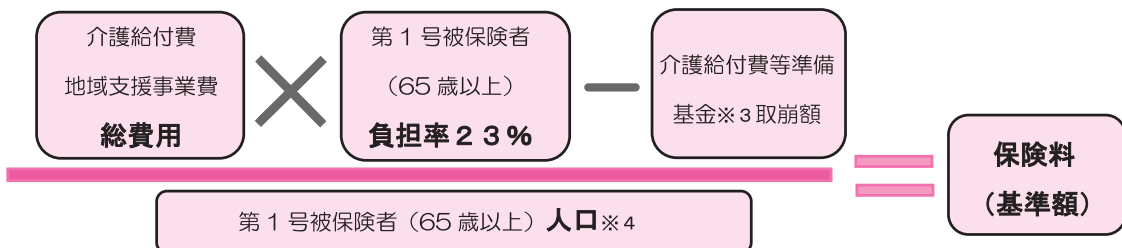
包括的支援事業・任意事業費



1 介護保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の（3年間）の保険給付費等の見込みをもとに、各被保険者の保険料算定の基準となる額（保険料基準額）を算出します。

算出方法の概要は、次のとおりです。



※3 保険給付費等に対し第1号被保険者の保険料が負担すべき割合以上に収入された場合に、その剰余額を積み立て不足が生じたときに備える基金

※4 第1号被保険者数の3年間の延べ人数（所得段階別の負担割合による補正後の数値）

<計算の流れ>

- 3年間総費用2,196億円×負担率23%+財政調整交付金不足等補填17億円≒負担額522億円
- 負担額522億円÷被保険者数（3年間）643,339人÷保険料収納率99.44%÷12月
≒ 6,797円（月額）



- 介護給付費等準備基金28.3億円（全額）により保険料抑制
△369円
- 保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金の収入見込み額6億円による保険料抑制
△78円



介護保険料（月額） 6,350円

<第9期総費用内訳表>

単位：億円

	R 6	R 7	R 8	第9期
保険給付費	690	698	703	2,091
地域支援事業費	35	35	35	105
計	725	733	738	2,196

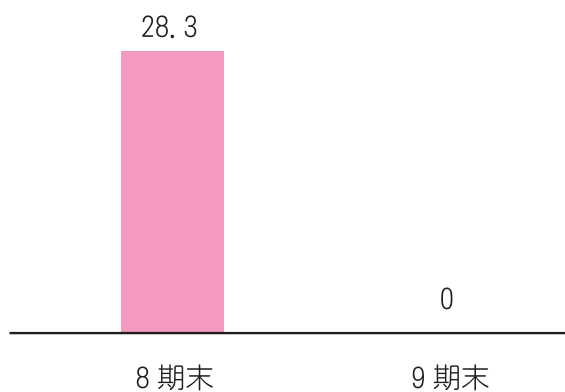
2 第1号被保険者の介護保険料基準額

第9期については、被保険者数は減少する一方、令和4年度から団塊の世代の75歳到達が始まったことにより、高齢者世代内の高齢化が進展します。

要介護認定者数が増加し、介護サービスの利用量が増加することから、保険料は増加予定です。介護給付費等準備基金（2023（令和5）年度末見込み約28.3億円）を全額投入し、上昇抑制を図ります。

R3～5（第8期）	R6～8（第9期）
月額 6,325円	月額 6,350円

準備基金残高の推移 単位：億円



〈保険料基準額（月額）の推移〉

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
基準額 (円)	2,900	3,600	4,175	5,000	5,267	5,492	6,325	6,350
上昇額 (円)		700	575	825	267	225	833	25
上昇率 (%)		24.1	16.0	19.8	5.3	4.3	15.2	0.4

注 第1期は合併前（旧静岡市・旧清水市）のため省略

3 公費投入による非課税世帯の保険料軽減

第1段階から第3段階まで実施している非課税世帯の保険料軽減について、令和6年度以降においても継続して実施します。軽減後の保険料率については、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、低所得者の保険料上昇を抑制するため、保険料率の引き下げを行っています。

なお、この軽減により収入不足となる保険料額については、公費を投入して補います。
(公費の負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)

段階	所得要件	軽減前の保険料率	軽減後の保険料率
第1段階	<ul style="list-style-type: none">生活保護受給者世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等の収入金額+公的年金以外の所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.455	基準額× 0.285
第2段階	<ul style="list-style-type: none">世帯全員非課税で本人の年金収入+年金以外の所得80~120万円以下	基準額× 0.685	基準額× 0.485
第3段階	<ul style="list-style-type: none">世帯全員非課税で本人の年金収入+年金以外の所得120万円超	基準額× 0.69	基準額× 0.685

第8期（令和3～5年度）		
段階	該当要件	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で、 老齢年金受給者	22,700円 (1,892円)
	本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円以下	
第2段階	本人が市民 税非課税で、 同じ世帯に いる人全員 が非課税 本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円超120万円以下	37,900円 (3,158円)
第3段階	第1段階、第2段階のいずれに も該当しない	53,100円 (4,425円)
第4段階	本人が市民 税非課税で、 同じ世帯に 市民税課税 者がある	本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円以下
第5段階		第4段階に該当しない
第6段階	本人が市民 税課税 本人の前年の 合計所得金額	120万円未満
第7段階		120万円以上210万円未満
第8段階		210万円以上320万円未満
第9段階		320万円以上400万円未満
第10段階		400万円以上500万円未満
第11段階		500万円以上600万円未満
第12段階		600万円以上700万円未満
第13段階		700万円以上850万円未満
第14段階		850万円以上1,000万円未満
第15段階		1,000万円以上

第9期（令和6～8年度）		
段階	該当要件	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で、 老齢年金受給者	21,700円 (1,809円)
	本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円以下	
第2段階	本人が市民 税非課税で、 同じ世帯に いる人全員 が非課税 本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円超120万円以下	36,900円 (3,075円)
第3段階	第1段階、第2段階のいずれに も該当しない	52,100円 (4,342円)
第4段階	本人が市民 税非課税で、 同じ世帯に 市民税課税 者がある	本人の前年の公的年金等の収入 金額+公的年金以外の所得金額の 合計額が80万円以下
第5段階		第4段階に該当しない
第6段階	本人が市民 税課税 本人の前年の 合計所得金額	120万円未満
第7段階		120万円以上210万円未満
第8段階		210万円以上320万円未満
第9段階		320万円以上400万円未満
第10段階		400万円以上500万円未満
第11段階		500万円以上600万円未満
第12段階		600万円以上700万円未満
第13段階		700万円以上850万円未満
第14段階		850万円以上1,000万円未満
第15段階		1,000万円以上

※第1段階～第3段階は軽減後の額

4 2040（令和22）年における介護保険料等の推計

介護需要のさらなる増加が見込まれる2040（令和22）年における人口、要介護・要支援認定者数、保険給付費、保険料基準額等の推計は以下のとおりです。

〈高齢者人口（9月末時点）〉

	R 4（実績）	R 8（推計）	R22（推計）
総人口（人）	685,164	659,554	598,680
高齢者人口（人）	211,224	207,766	220,200
65歳～74歳（人）	96,083	81,426	94,368
75歳以上（人）	115,141	126,340	125,832
高齢化率（％）	30.8	31.5	36.8

〈被保険者数（9月末時点）〉

	R 4（実績）	R 8（推計）	R22（推計）
第1号被保険者数（人）	210,891	207,482	220,200
第2号被保険者数（人）	232,320	227,488	183,254

〈認定者数（9月末時点）〉

	R 4（実績）	R 8（推計）	R22（推計）
要介護・要支援認定者数（人）	41,796	43,579	43,136

〈サービス利用者数（9月末時点）〉

	R 4（実績）	R 8（推計）	R22（推計）
居宅サービス利用者数（人）	27,931	29,193	28,896
地域密着型サービス利用者数（人）	6,403	6,771	6,704
施設サービス利用者数（人）	5,955	6,103	6,284

〈保険給付費、地域支援事業費〉

	R 4（実績）	R 8（推計）	R22（推計）
保険給付費（億円）	659	703	709
地域支援事業費（億円）	33	35	32

〈保険料〉

	R 3～5 （第8期）	R 6～8 （第9期推計）	R 21～23 （第14期推計）
保険料基準額（月額）（円）	6,325	6,350	8,317

